

全建事発第 66 号

平成 25 年 9 月 26 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 押田 彰
〔公 印 省 略〕

**東日本大震災の被災地における
「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省から「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成 25 年 2 月 5 日付け国土建第 351 号）」等により専任の主任技術者の適正な配置が要請されているところですが、東日本大震災の被災地域において、災害公営住宅の建設が本格化する等、復興の更なる加速化が必要な状況であることを踏まえ、別添のとおり建設工事の技術者の専任等に係る取扱いに関する当面の運用について国土交通省より通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、同通知について必要に応じて貴会会員企業にご周知くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

〔添付資料〕

- ・東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について
（資料）被災地における専任の主任技術者の取扱【要件緩和】

（担当）事業部 樋口 電話：03-3551-9396 FAX：03-3555-3218 e-mail: jigyo@zenken-net.or.jp
